

税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組の事務実施要領

I 基本的な考え方

1 取組の趣旨

大企業の税務コンプライアンスの維持・向上には、トップマネジメントの積極的な関与・指導の下、大企業が自ら税務に関するコーポレートガバナンスを充実させていくことが重要かつ効果的であることから、その充実を促進するものである。

2 用語の意義

当事務実施要領において使用している用語の意義は、次のとおりである。

- ① **税務コンプライアンス** 納税者が納税義務を自発的かつ適正に履行すること
- ② **税務に関するコーポレートガバナンス** (以下「税務CG」という。) 税務についてトップマネジメントが自ら適正申告の確保に積極的に関与し、必要な内部体制を整備すること
- ③ **トップマネジメント** 法人の代表取締役、代表執行役のほか、法人の業務に関する意思決定を行う経営責任者等
- ④ **リスク・ベース・アプローチ** 個々の法人の税務CGの状況、事業内容、申告・決算内容、把握された非違の内容や改善状況など各種要素の分析に基づき税務リスクを判定し、そのリスクに応じた的確な調査選定と適正な事務量配分を実践すること
- ⑤ **税務リスク** 適正申告や適正な税務処理がなされないおそれ

II 調査における対応

1 税務CGの確認

(1) 対象法人

実地調査を実施する国税局特別国税調査官所掌法人(以下「調査法人」という。)

(2) 確認項目

- ① トップマネジメントの関与・指導
- ② 税務(経理)担当部署等の体制・機能
- ③ 税務に関する内部牽制の体制
- ④ 税務調査での指摘事項等に係る再発防止策

⑤ 税務に関する情報の周知

(3) 確認方法

① 調査法人の調査を担当する国税局特別国税調査官（以下「担当特官」という。）は、調査着手後の早い段階で、税務ＣＧの充実に向けた取組の趣旨を調査法人に説明した上で、「税務に関するコーポレートガバナンス確認表」（様式１）（以下「確認表」という。）の作成・提出を依頼する。

（注）確認表の作成は、行政指導として依頼するものであることに留意する。

② 確認表の作成への協力が得られなかった調査法人に対しては、「２ 税務ＣＧの評価・判定」から「５ 税務ＣＧの判定結果の活用」までの事務は実施しない。

2 税務ＣＧの評価・判定

(1) 基本方針

税務ＣＧの評価・判定に当たっては、調査結果を直接的に反映することなく、調査によらずとも適正申告を期待することができるか否かを念頭に置き、税務調査への対応状況や帳簿書類等の保存状況も勘案して行う。

(2) 確認項目の評価・判定

担当特官は、調査法人における税務ＣＧの充実に向けた取組状況について、「税務に関するコーポレートガバナンスの確認項目の評価ポイント」（別紙）（以下「評価ポイント」という。）に基づき、法人の取組が形式的なものではなく実効性が確保されているかなどの観点から、評価・判定し、その内容・結果を「税務に関するコーポレートガバナンス評価書」（様式２）（以下「評価書」という。）に記載する。

なお、確認表の記載が十分でない場合や、取組に係る運用状況が明確でないものについては、法人にその状況を聴取し、評価・判定することに留意する。

また、前回調査における是正事項への対応状況を確認するとともに、今回調査における主な是正事項の発生要因及び再発防止に向けた調査法人の意見等を把握・聴取し、その内容を評価書に記載する。

(3) 部次長への報告

担当特官は、実地調査検討会等の際に、評価書に基づき、調査（査察）部長又は次長（以下併せて「部次長」という。）に調査法人の税務ＣＧの状況を報告する。部次長は、必要に応じ、評価・判定結果や所見等について指導・指示を行う。

3 調査法人に対する税務ＣＧ評価結果の事前説明・意見交換

担当特官は、「４ トップマネジメントとの面談」を実施する前に、調査法人の担当者に対して、評価書の「税務ＣＧ評価結果」をその評価に至った根拠とともに

に、評価ポイントを活用するなどして説明した上で、調査法人の担当者と意見交換を行う。

4 トップマネジメントとの面談

(1) 面談の相手方

原則として、調査法人のトップマネジメントとする。

なお、税務CGの充実に向けた実効性ある取組を促進する上で、トップマネジメントとの面談は、極めて重要であることから、面談の実現に向け、早期に日程を調整するなどの対応を行う。

(2) 面談担当者

原則として、部次長が担当することとし、担当特官が同席する。

(3) 実施方法

部次長は、トップマネジメントがリーダーシップを発揮して税務CGの充実に取り組んでいくことを促すため、トップマネジメントとの面談時に、「税務CG評価結果」をその評価に至った根拠とともに伝達する。また、今回調査における是正事項の再発防止に向けた取組を含め、税務CGの評価が低かった項目について、効果的な取組事例を紹介しつつ、意見交換を行う。

なお、前事務年度までにトップマネジメントとの面談を行っている法人については、前回の面談の実施状況等を踏まえて、具体的な改善策を提示するなど更なる充実が図られるよう意見交換を行う。

また、面談終了後、その概要を評価書の所定の欄に記載する。

5 税務CGの判定結果の活用

調査法人の税務CGの判定結果は、当該調査法人の税務リスク判定の重要な判断材料の一つとして活用する。

なお、次回調査については、リスク・ベース・アプローチの考え方にに基づき、法人の税務リスクに応じて調査時期・調査体制等を決定することに留意する。

Ⅲ 説明会等の実施

大企業のトップマネジメントが出席する関係団体や地元経済団体等が実施する会合等において、税務CGの充実を働き掛ける。